

文京区立障害者福祉施設条例等の一部を改正する条例

1 文京区立障害者福祉施設条例（平成十六年三月文京区条例第九号）について

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部改正に伴い、引用条文の規定を整備する。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
第一条及び第二条（略） （事業） 第三条 文京区立本郷福祉センター（以下「本郷福祉センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第七項に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。） 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービスに関する事業（以下「放課後等デイサービス事業」という。） 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業 2 文京区立大塚福祉作業所（以下「大塚福祉作業所」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 法<u>第五条第十四項</u>に規定する就労移行支援に関する事業（以下「就労移行支援事業」という。） 二 法<u>第五条第十五項</u>に規定する就労継続支援に関する事業（以下「就労継続支援事業」という。） 三 前二号に掲げるもののほか、区	第一条及び第二条（略） （事業） 第三条 文京区立本郷福祉センター（以下「本郷福祉センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第七項に規定する生活介護に関する事業（以下「生活介護事業」という。） 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項に規定する放課後等デイサービスに関する事業（以下「放課後等デイサービス事業」という。） 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業 2 文京区立大塚福祉作業所（以下「大塚福祉作業所」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 法<u>第五条第十三項</u>に規定する就労移行支援に関する事業（以下「就労移行支援事業」という。） 二 法<u>第五条第十四項</u>に規定する就労継続支援に関する事業（以下「就労継続支援事業」という。） 三 前二号に掲げるもののほか、区

長が必要があると認めた事業 ３ 文京区立小石川福祉作業所（以下「小石川福祉作業所」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 生活介護事業 二 就労継続支援事業 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業 ４ 文京区立放課後等デイサービス事業所ロード（以下「放課後等デイサービス事業所ロード」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 放課後等デイサービス事業 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業 第四条から第九条まで （略） 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	長が必要があると認めた事業 ３ 文京区立小石川福祉作業所（以下「小石川福祉作業所」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 生活介護事業 二 就労継続支援事業 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業 ４ 文京区立放課後等デイサービス事業所ロード（以下「放課後等デイサービス事業所ロード」という。）は、次に掲げる事業を行う。 一 放課後等デイサービス事業 二 前号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めた事業 第四条から第九条まで （略）
---	---

2 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第三十七号）について

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部改正に伴い、引用条文の規定を整備する。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第五十三条まで（略） （利益供与等の禁止） 第五十四条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法<u>第五条第十九項</u>に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 第五十五条から第九十九条まで（略） 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	第一条から第五十三条まで（略） （利益供与等の禁止） 第五十四条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合支援法<u>第五条第十八項</u>に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 第五十五条から第九十九条まで（略）

3 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例 (令和六年十二月文京区条例第三十八号) について

(1) 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の一部改正に伴い、引用条文の規定を整備する。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第四十九条まで （略） （利益供与等の禁止） 第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十九項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 第五十一条から第六十二条まで （略） 付 則 この条例は、公布の日から施行する。	第一条から第四十九条まで （略） （利益供与等の禁止） 第五十条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第五条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 第五十一条から第六十二条まで （略）